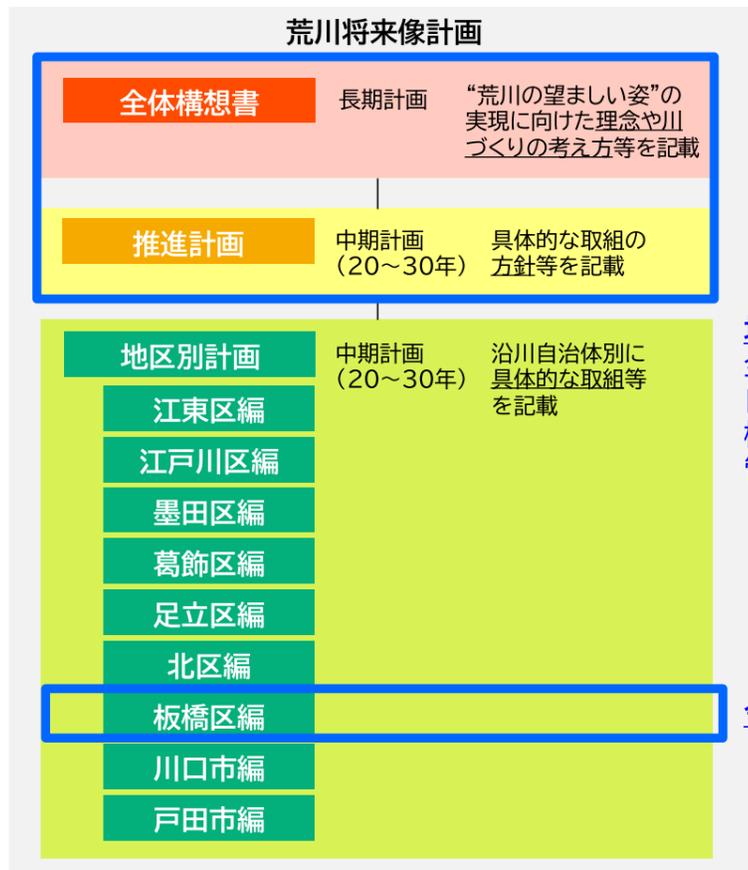


# 「荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】」(素案)について

## 1 荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】改定の背景

- 荒川将来像計画は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組をとりまとめたものです。
- 大きく3つの計画(全体構想書、推進計画、地区別計画)から構成されています。
- 全体構想書の策定から約25年、推進計画の策定から約10年経過したことを踏まえ、令和元年度より荒川下流河川事務所及び沿川2市7区で、現計画が抱える課題について協議してきました。
- 気候変動等の新たな課題も踏まえ、「荒川の将来を考える協議会※」において計画改定が必要であると判断し、令和6年1月26日に荒川下流河川事務所が主体となり全体構想書、推進計画を改定しました。
- 全体構想書、推進計画の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となり、それぞれの地区を対象とした地区別計画を改定する運びとなつたため、板橋区においても地区別計画【板橋区】を改定します。



令和6年1月:  
荒川下流河川事務所が主体となり改定済

地区別計画:  
全体構想、推進計画の改定を受けそれぞれの自治体が主体となり、各地区における今後概ね20~30年間の川づくりの取組と維持・管理の方針をとりまとめる形で改定

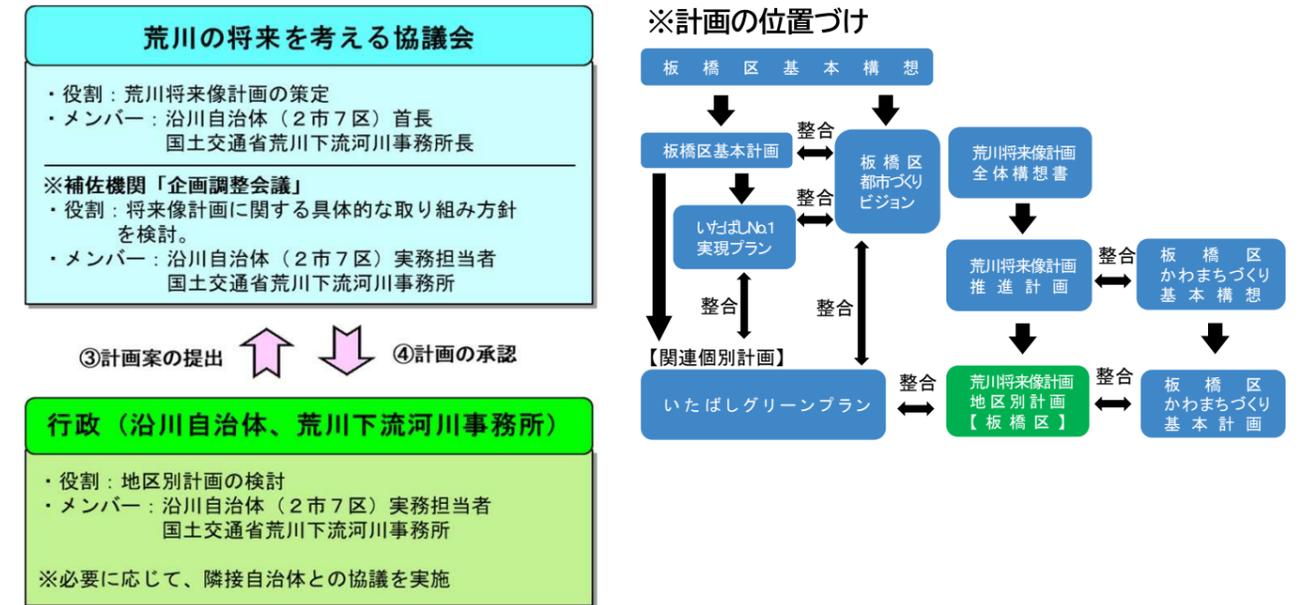
令和8年:板橋区において改定予定

### ※荒川の将来を考える協議会

- 荒川の将来を考える協議会は、長期的・広域的な視野から、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての行政機関の合意形成とその推進を図りながら、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを設立目的としています。
- メンバー構成は、戸田市長、川口市長、板橋区長、北区長、足立区長、葛飾区長、墨田区長、江東区長、江戸川区長、国土交通省 荒川下流河川事務所長となっています。

## 2 検討体制

いたばしグリーンプラン2035や板橋区かわまちづくり基本計画と整合を図り、河川・水辺環境の保全や利活用に向けて、取組を推進していきます。



学識者	沿川住民	行政(占用者など)
【意見聴取方法】 会議、ヒアリング等	【意見聴取方法】 パブリックコメント	【意見聴取方法】 会議、ヒアリング等

11月実施予定 11月実施予定 (改定範囲が特定されているため、書面等で意見聴取)  
4月:防災危機管理課、地域防災支援課、スポーツ振興課、環境政策課、かわまちづくり計画担当課等へ事前確認  
4~5月:全課あて素案の校正依頼及び修正作業

## 3 改定スケジュール

時期	項目
令和7年10月	(素案・パブリックコメント)庁議
11月	(素案・パブリックコメント)都市建設委員会(区議会)
11月	パブリックコメント、有識者への意見聴取実施
令和8年 1月	(原案)庁議
2月	(原案)都市建設委員会(区議会)
3月	(原案)第40回荒川の将来を考える協議会報告
4月	地区別計画(板橋区編)改定版の公表

# 「荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】」(素案)について

## 4 改定のポイント

・地区別計画については、共通項目が荒川下流河川事務所から示されており、荒川下流部の沿川自治体は「荒川の川づくりの考え方」や「ブロック別計画」などを個別に改定します。

荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】目次

共通	1. 地区別計画とは..... 1-1
	1.1. 地区別計画の位置づけ..... 1-1
	1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念..... 1-3
	1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して..... 1-3
個別	1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)..... 1-5
	1.3. 検討体制..... 1-6
	2. 荒川の川づくりの考え方..... 2-1
	2.1. まちづくりの中の荒川の役割..... 2-1
共通	2.2. 川づくりの基本方針..... 2-2
	2.3. 土地利用計画..... 2-4
	2.4. ブロック別計画..... 2-5
個別	2.4.1. 現況土地利用..... 2-5
	2.4.2. ブロック区分..... 2-6
	2.4.3. ブロック別計画..... 2-6
共通	3. 荒川の維持・管理の考え方..... 3-1
	3.1. 基本的な考え方..... 3-1
	3.1.1. 維持・管理の検討背景..... 3-1
	3.1.2. 維持・管理上の課題..... 3-2
	3.1.3. 維持・管理の手法..... 3-2
	3.2. 行政と沿川住民の役割..... 3-3
	3.2.1. 河川管理者(荒川下流河川事務所)が行う維持管理..... 3-3
	3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理..... 3-4
	3.2.3. 沿川住民が行う維持管理..... 3-4
	3.2.4. 協働で行う維持管理..... 3-5
	3.3. 河川敷の占用状況..... 3-6
	3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み..... 3-7
共通	4. 地区別計画の実施..... 4-1
	4.1. 推進の仕組み..... 4-1
	4.2. 地区別計画書の周知..... 4-1
	4.3. 地区別計画のフォローアップ..... 4-1
個別	4.4. 地区別計画の変更プロセス..... 4-2

## 5 地区別計画(板橋区編)の概要

### 【荒川の川づくりの考え方】

<コンセプト>

うるおいのある水辺空間の創出に向けた荒川河川敷の魅力と機能向上

<基本方針>

- にぎわいの創出と利便性の向上
- 自然環境の維持・機能向上
- 防災機能の充実
- 協働による川づくりの推進

<取組内容>

### ○各ゾーンをつなぐ連鎖的な水辺空間の創出

- ・プロムナードや親水護岸の整備
- 荒川戸田橋陸上競技場と草地広場の活用
- ・ラグビー場の整備、大規模イベント等の拠点づくり

### ○下流側戸田橋付近のにぎわい創出

- ・マウンテンバイクコース等の整備
- ・キッチンカーやトイレ等、駐車場周辺施設の充実

### ○中規模自然地の再整備と生物生態園の活用

- ・親水広場、屋外体験施設、カフェ・レストラン機能の設置
- ・リサイクルプラザや自然地の利活用を推進
- ・生物生態園をみどりの拠点として活用

### ○災害時における河川敷の効果的な活用に向けた取組

- ・避難場所としての機能維持
- ・荒川下流防災施設活用計画等、防災計画の充実・改善
- ・堤防上部に連絡通路を整備し、水害時避難ルートを確認

### ○利用ルールの徹底と協働による川づくりの継続・発展

- ・荒川下流河川敷利用ルールの徹底、周知活動の強化
- ・維持管理の官民連携の仕組みづくり

### 【ブロック別計画(土地利用計画)】

地区別計画では、現状の利用状況や推進計画におけるゾーニングの見直しを踏まえ、板橋区の土地利用区分を以下の通り見直しました。

○利用者が自然に親しめるよう自然利用地拡大 ○利用状況から多目的地縮小

### 【ゾーニングと土地利用区分の考え方】

この区分に基づき、土地利用区分を設定します。

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分	新しい区分	
		目的	利用例
自然系ゾーン	自然保全地	現存する自然環境を保全する 荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施	モニタリング調査
	自然利用地	市民が自然環境に親しむ 誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草刈り、虫取り
	多目的地	多目的に利用 誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に出入りできる緑地・公園、休憩施設等
	ゴルフ場	ゴルフに利用 市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討	ゴルフ
利用系ゾーン	土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用 仮置き場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施	河川工事の施行用地
	グラウンド(各種競技場)	ゴルフ以外の特定スポーツで利用 芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
	その他	スポーツ以外の特定の目的で利用	利用施設(休憩施設、ベンチ、四阿、トイレ、駐車場)、船着場、緊急用河川敷道路等

新河岸・舟渡ブロック付近の荒川

